

入札説明書

茨城県立こころの医療センターが調達する役務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるほか、この入札説明書による。

競争入札に参加する者は、次の事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等に疑義がある場合は、下記3に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和6年2月5日

2 入札に付する事項

(1) 役務名 ごみ集積場のごみ搬出処理業務委託

(2) 役務の仕様等 別添仕様書による

(3) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所 茨城県笠間市旭町654 茨城県立こころの医療センター

3 担当部署

〒309-1717 茨城県笠間市旭町654

茨城県立こころの医療センター 経理課

TEL 0296-77-1151 FAX 0296-77-1739

電子メール mc-kokoro10@pref.ibaraki.lg.jp

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格を有すること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 笠間市より一般廃棄物処理業の許可を受けている者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

5 入札説明書等に関する質問

(1) この入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問すること。

ア 質問受付期間

公告の日から令和7年2月19日（水）午後5時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

3の担当部署

ウ 方法

質問は、質疑書（様式第5号）により行うこととし、電子メール又はFAXによること。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和7年2月21日(金)午後5時まで

イ 方法

茨城県立こころの医療センターのホームページに回答を掲載する。

<http://www.mc-kokoro.pref.ibaraki.jp>

6 競争入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、一般競争入札参加資格確認申請書（様式第4号）に次に示す書類を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和7年2月26日(水)午後5時まで

郵送又は持参により提出することとし、提出期限までに必着のこと。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(2) 提出先

3の担当部署

(3) 添付書類

ア 笠間市から交付された一般廃棄物収集運搬業許可証の写し

(4) 結果通知

入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和7年2月28日(金)午後5時までに、一般競争入札参加資格等確認通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

7 入札執行の日時及び場所等

(1) 日時 令和5年3月4日(火)午前11時

(2) 場所 茨城県立こころの医療センター 集会ホールC

8 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の額

ただし、茨城県病院局会計規程第112条第2項各号のいずれかに該当する場合は、全額または一部を免除する。

9 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額

ただし、茨城県病院局会計規程第107条第2項各号のいずれかに該当する場合は、全額または一部を免除する。

10 入札の方法

(1) 競争入札参加者は、次に掲げる事項を記載した入札（見積）書（様式第1号）及び積算内訳書（様式第2号）を製本したうえで提出すること。

提出は、5に示す日時及び場所に直接提出することにより行う。

ア 入札に付される役務名

イ 入札金額

ウ 参加者の住所、氏名（法人の場合は、所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）外国人の署名を含む。

(2) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

(3) 代理人が入札する場合は、入札書に参加者の住所、氏名（法人の場合は、所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名（外国人の署名を含む。）を記入しておかなければならない。

(4) 代理人が入札する場合には、開札時までに委任状（様式第3号）を提出すること。

(5) 参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について訂正線を引かなければならぬ。ただし、入札金額についての訂正は認めない。

(6) 参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることができ

ない。

- (7) 契約担当者等は、参加者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の理由で、競争入札を公正に執行できない状態にあると認められたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。
- (8) 競争入札参加者又はその代理人が提出する入札書に記載する入札金額は、役務の提供のほか、付帯する諸経費を含めた金額を見積もることとし、それぞれの項目の単価に予定数量を乗じて得た額の総価を入札金額とする。
- (9) 本入札に係る契約締結後における数量等については、予定数量にかかわらず変動することがあるため、入札の参加及び入札単価の設定にあたってはこの点を充分に考慮すること。
- (10) 落札決定にあたっては、積算内訳書に記載された単価に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した額をもって落札金額とするので、参加者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約単価の110分の100に相当する単価（消費税等額抜き）に予定数量を乗じた総価（消費税等額抜き）を入札書に記載すること。
- (11) 開札は、入札終了後直ちに上記7(2)に示す場所において行う。
- (12) 開札は、競争入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。
- (13) 入札場には、競争入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に關係ある職員（以下「入札関係職員」という。）以外の者は入場することができない。
- (14) 競争入札参加者又はその代理人は、必要に応じて入札関係職員に身分証明書を提示しなければならない。
- (15) 競争入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場へ入場することができない。
- (16) 競争入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札終了時まで入札場を退場することはできない。
- (17) 入札場において、次のいずれかに該当する者は、当該入札場から退去せざることがある。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者
- (18) 競争入札参加者又はその代理人は、本入札について他の競争入札参加者の代理人となることはできない。
- (19) 初度の入札において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、1回を限度として再度入札をする。したがって、再度入札に参加する意思のある入札参加者又はその代理人は、再度入札のための再入札書及び積算内訳書を持参すること。その際に使用する様式については、入札（見積）書（様式第1号）の表題の前に「再」と記載し、（見積）を取り消し線で消したものを使用し、合計金額の一一致した積算内訳書（様式第2号）を添付すること。
- (20) 再度入札においても、予定価格に達した価格の入札がないときは、競争入札参加者のうちで最低価格の入札者を随意契約の相手方として、予定価格の制限内で見積もり合わせを行うものとする。したがって、この場合の見積書を提出しようとする意思のある入札参加者又はその代理人は、見積合わせのための見積書及び積算内訳書を持参すること。その際に使用する様式については、入札（見積）書（様式第1号）の入札を取り消し線で消したものを使用し、合計金額の一一致した積算内訳書（様式第2号）を添付すること。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札参加資格がない者がした入札
- (2) 入札書に記載すべき事項のいずれかに記載漏れがある入札
- (3) 競争入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）の記入のない入札又は判然としない入札
- (4) 代理人が入札する場合は、入札書に競争入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印（外国人の署名を含む。）のない入札又は判然としない入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明確な入札
- (6) 首標金額を訂正した入札
- (7) 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
- (8) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (9) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者

がした入札（免除されたものは除く。）

- (10) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札
- (11) その他この公告に示す条件に違反した者がした入札

12 落札者の決定

- (1) 茨城県病院局会計規程第114条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし、契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。ただし、競争入札参加者又はその代理人がくじを引くことができないときは、入札関係職員でない職員に、これに代わってくじを引かせて落札者を決定する。
- (3) 落札者が指定期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

13 契約書の作成

- (1) 入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、令和7年4月1日に契約書を取り交わすものとする。
- (2) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管するものとする。
- (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

14 契約条項

別添「契約書（案）」のとおり

15 その他の事項

- (1) 当該入札公告に基づき生じた権利義務は、令和7年度当該予算が否決された場合には効力を失うものとする。
- (2) 落札者において、指定期日までに契約を締結しない場合は、損害賠償の請求を受けるほか、以後の入札等の実施について指名の制限等の措置がとられることがある。
- (3) 参加者又は契約の相手方が本件入札に要した費用については、すべて当該参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。